

4 環境部の主な取組

1 環境に関する事業

(1) 練馬区環境基本計画の推進

区の総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（以下「第2次ビジョン」という。）の環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に「練馬区環境基本計画2020」を策定しました。望ましい環境像を「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」とし、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野を計画範囲として施策を進めています。

(2) 事務事業における環境配慮活動の推進

地球温暖化を防止するため、区が実施する事務事業に伴う温室効果ガス排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比26%削減する目標を、令和2年3月に設定しました。令和4年度は、温室効果ガス11.2%の削減となりました。

また、令和元年12月に「練馬区役所プラスチック削減指針」を策定し、プラスチックごみ削減への取組を強化しています。

(3) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等への支援

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置・改修（以下「設置等」という。）した区民および小規模事業者、管理組合に対してその費用の一部を補助しています。令和4年度は、8種類の設備を対象に補助を行いました。

(4) 空き家等対策の推進

空き家およびいわゆるごみ屋敷を対象とした「練馬区空き家等対策計画」を平成29年2月に策定（令和3年3月に取組内容の一部を修正）するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、同年10月に全面施行しました。条例に基づき、学識経験者などで構成する練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会の意見を聞きながら、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

(5) 歩行喫煙対策の取組

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、平成22年4月に「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。「マナーアップ指導員」が駅周辺を中心に巡回指導しているほか、電柱に巻看板を掲出しています。

2 みどりに関する事業

(1) 練馬区みどりの総合計画の策定

みどりの状況や区民の意識変化をふまえ、区民とともにみどりに恵まれた環境を未来へつなぐために、平成31年4月にみどりの総合計画を策定しました。拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川へつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めます。また、誰もが気軽に参加し、ともにみどりを守り育てる区民協働のムーブメントの輪を広げています。

(2) 樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保全するため、所有者からの申請により、一定の基準を満たす樹木・樹林を「保護樹木・保護樹林」として指定しています。また、土地所有者の協力を得て、樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして「憩いの森・街かどの森」を区民に開放しています。特に希少な樹林地については、将来にわたって保全することを目的に、都市計画緑地の決定を進めています。

(3) 民有地の緑化事業

民有地の緑化を進めるため、民有地の生け垣化、フェンス緑化および低木等緑化等の取組を対象にみどりの街並みづくり助成事業を実施しています。

(4) 「牧野富太郎生誕160年記念事業」を実施

練馬区名誉区民で、「日本の植物分類学の父」と呼ばれる、牧野富太郎博士の生誕160年を記念し、練馬区立牧野記念庭園で特別展を4回開催したほか、各種イベントを実施しました。

令和4年5月には、高知県立牧野植物園のご厚意により、博士が愛でたヒメアジサイが庭園に里帰りしました。

また、牧野博士の植物研究への情熱を伝えるため、博士が研究に没頭し、足の踏み場もないほど書物が積み上げられた書斎と書庫の建物内部を当時の様子に再現する「書斎再現プロジェクト」を実施し、令和5年4月より公開しています。本プロジェクトは「練馬みどりの葉っぱい基金」を通じて、多くの寄付をいただき実現しました。

3 清掃リサイクルに関する事業

(1) ごみの発生抑制

ごみの減量や発生を抑制するための情報発信・啓発活動を実施しています。生ごみの減量化や不用品の再使用など様々な事業に取り組んでいます。

- ア 普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の発行、練馬区資源・ごみ分別アプリによる情報の発信
- イ 清掃事務所による啓発活動・ふれあい環境学習の実施
- ウ 食品ロスの削減のためのフードドライブ事業の実施
- エ 家庭用生ごみ処理機の貸出し、コンポスト化容器のあっせん
- オ リサイクル・マーケットの開催支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の運用
- カ リサイクルセンターでの再使用可能な木製家具や不用となった日用雑貨品等の展示・販売

(2) リサイクルの推進

リサイクルを促進するため、集団回収、集積所回収、街区路線回収および拠点回収など多様なルートで資源を回収しています。区が実施する事務事業に伴って発生する資源も回収しています。

- ア 集団回収支援（資源回収を行う団体への資源回収業者紹介や報奨金・集荷場所案内板等の用品を支給）
- イ 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）
- ウ 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）
- エ 拠点回収（乾電池、古着・古布、廃食用油、小型家電など）
- オ 区立施設から排出される資源の回収（古紙、びん・缶、ペットボトル、乾電池、蛍光管、生ごみ、廃食用油など）

(3) ごみの適正処理の推進

ごみの収集は、可燃ごみ（週2回）、不燃ごみ（月2回）、粗大ごみ（申込制）の3区分で行っています。集積所を適正管理するため、排出指導や排出困難世帯の戸別訪問収集など、ごみの適正処理に取り組んでいます。

- ア 資源・ごみの排出指導、青空集会（資源・ごみの分け方・出し方説明会）の実施、集積所の廃止・分散などの相談
- イ 集積所を清潔に管理するための防鳥用ネット・立体型防鳥用ネット貸出し
- ウ 排出困難世帯（高齢者のみ・障害者のみで集積所にごみを出せない世帯）の玄関先などでの戸別訪問収集
- エ 有料粗大ごみ処理券、有料ごみ処理券の販売